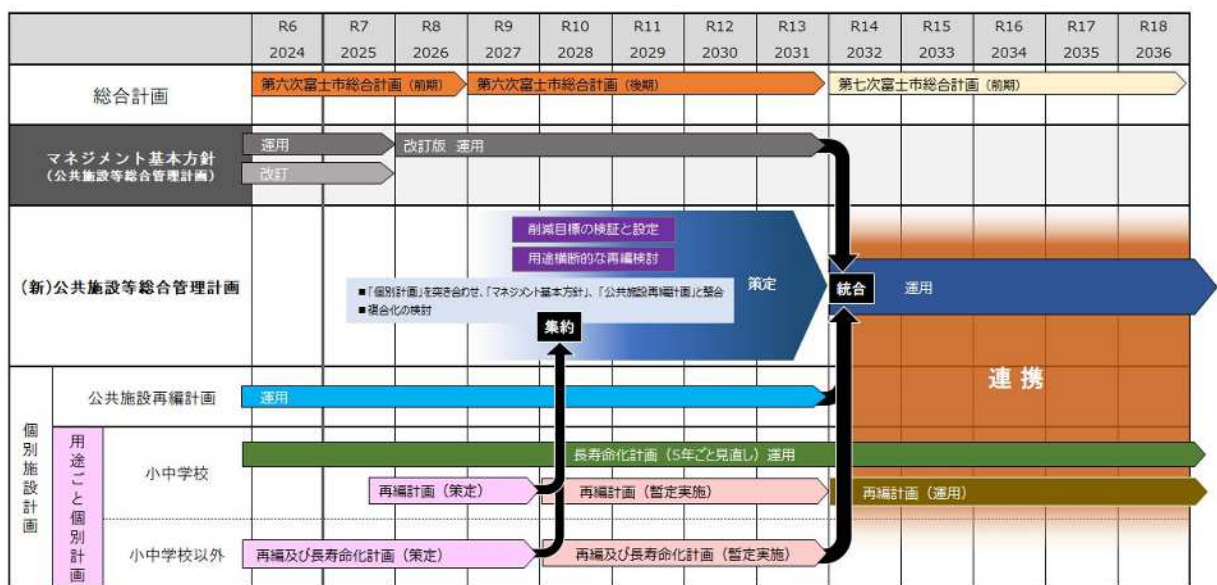


第4章 一般公共建築物に係る公共施設マネジメントの推進

4.1. 公共施設マネジメントの進行管理

一般公共建築物に係る公共施設マネジメントは、総合計画と連動した総合的かつ計画的な進行管理が重要となります。そのため、マネジメントの進行管理については第六次富士市総合計画後期基本計画と連動した進行管理をしていきます。

<スケジュール> (再掲)



第七次総合計画期間となる令和14年度からの「(新)公共施設等総合管理計画」の運用に向けて、人口推計等のデータや市民ニーズ、利用状況などにより、今後の人口動向や求められる施設のあり方を再度検討し、再編の見直しを図る取り組みを進めていきます。

また、施設用途ごとの「個別計画」については、定期的に進捗の確認を行っていきます。

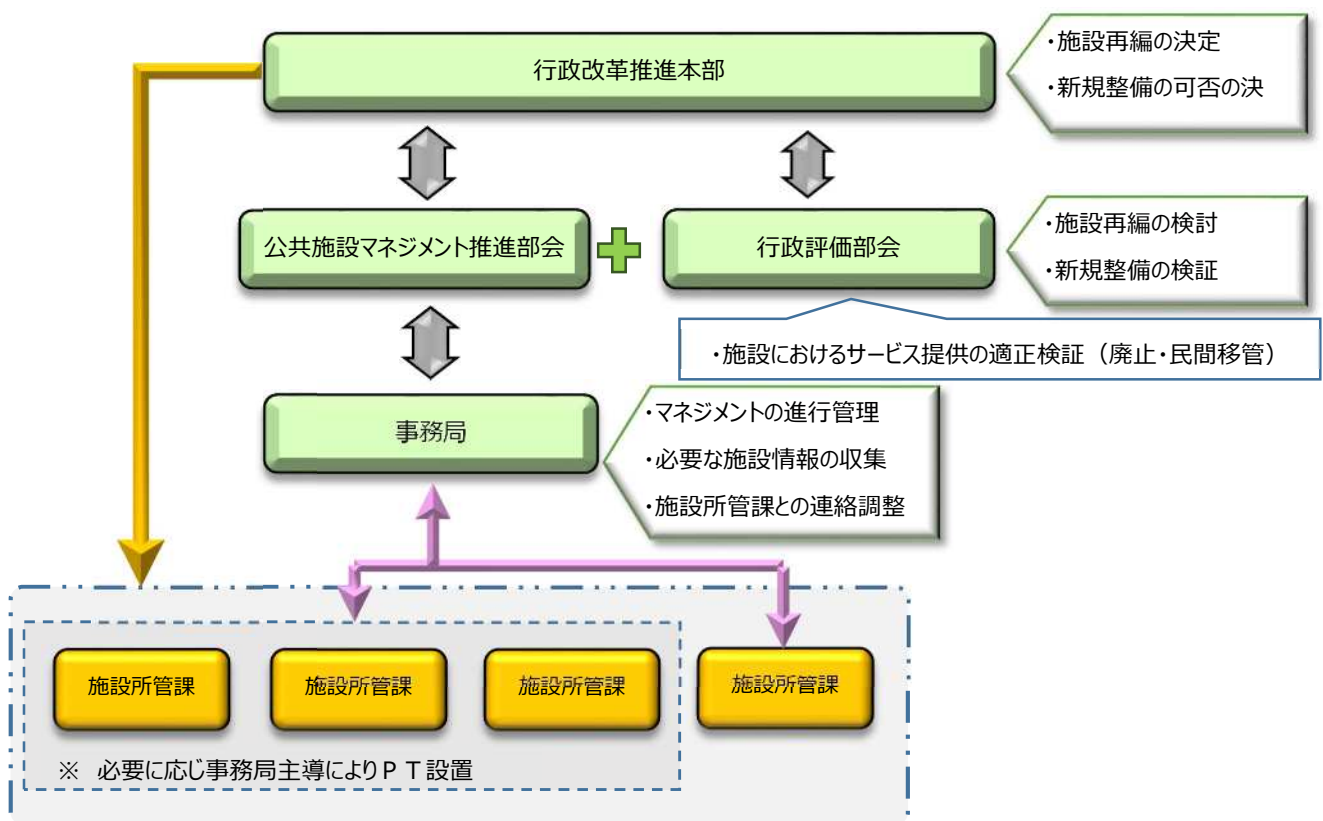
なお、一般公共建築物の保全については、施設管理者による適切な維持管理を行うため、「富士市公共建築物維持保全マニュアル」を活用した定期点検や臨時点検の時期を呼び掛け、異常個所の把握に努めるとともに、主要部位の劣化状況や優先度を所管の課に提示し、ローリングや各年度の予算編成時に反映するなど、適切な保全の実施による長寿命化を促す取組を進めていきます。

4.2. 推進体制

全庁的なトップマネジメントの下、総合的かつ計画的に公共施設マネジメントを推進していくため、市長が参画し、行政改革に関する重要事項を所掌する行政改革推進本部において施設の再編や新規整備の可否等について施設所管課に対する指揮命令を行っていきます。

行政改革推進本部に「公共施設マネジメント推進部会」及び「行政評価部会」が設置されており、総合的な視点からマネジメントが進められるよう再編に係る方策を検討していきます。

なお、施設の整備、再編は施設所管課が担うこととなりますが、施設の複合化等により一棟の建物に複数の部署が関与する場合は、関連部署によるプロジェクトチーム（P T）を設置し、検討を行っていくことで効率的な事業推進を図ります。



4.3. 情報の共有

1) 職員との情報共有

全庁的な組織体制の下、公共施設マネジメントを円滑に推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義や必要性、考え方を理解し、保有資産の適正化や市民サービス向上のために意識的に取組んでいく必要があることから、様々な機会を捉えながら、取り組みの考え方や庁内手続き等の周知に努めます。

また、建築物の長寿命化を図るためには適切な維持管理を行う必要があるため、平成 28 年度に作成した富士市公共建築物維持保全マニュアルを活用し、建築物に関する知識を持つ職員の育成も行っていきます。

さらに、施設ごとに面積や構造などの施設概要や、施設の利用状況、管理費及び光熱水費等について、客観的に「見える化」するために作成している「施設カルテ」を拡充し、新たな項目として、施設（サービス）の必要性・存続性、配置、建物の劣化・損傷状況、他施設との複合化（多機能化・集約化）に対する考え方、施設管理者としての課題をとりまとめ、常に他の施設の管理者も参照し、連携しながら活用できるよう、一元管理をしていきます。

これにより、施設ごとに「課題への対応」を明確化し、専門知識のある職員の伴走支援による進捗を図り、「個別計画」の早期策定や、効率的な施設整備に繋げていきます。

2) 市民との情報共有

公共施設の再編を検討するに当たっては、施設利用者や地域住民をはじめとした多くの市民と行政が問題意識を共有し、課題解決を図っていくことが重要であるため、公共施設マネジメントを周知するための機会を設けるなど、市民との情報共有に努めていきます。

また、これから取組みを進める場面のほか、マネジメントゲームを通じた体験型広報により、関心の拡大を図っていきます。